

『STEP 式 相続税申告書の作成手順』 正誤のお知らせ

表題図書の記述内容について、下記のとおり誤りがありました。お詫びして訂正させていただきます。

頁	誤	正
210 頁 2 行目	<u>相続優子 (21 歳)</u>	<u>相続学 (23 歳)</u>
210 頁 6 行目	10 万円× (85 歳－ <u>21 歳</u>) = <u>6,400,000</u>	10 万円× (85 歳－ <u>23 歳</u>) = <u>6,200,000</u>
210 頁 12 行目	<u>1,634,849+326,969</u> －10,000－0－0 = <u>1,951,818</u>	<u>1,999,770+0</u> －10,000－0－0 = <u>1,989,770</u>
210 頁 14 行目	<u>6,400,000>1,951,818 ∴1,951,818</u>	<u>6,200,000>1,989,770 ∴1,989,770</u>
210 頁 18 行目	<u>6,400,000－1,951,818=4,448,182</u>	<u>6,200,000－1,989,770=4,210,230</u>
210 頁 19 行目	<u>この「控除しきれない金額」がある場合は、その下にその障害者の扶養義務者の氏名を記入し、上記(4)と同様に計算したその扶養義務者の相続税額を⑤欄に記入し、⑥欄にその扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額を記入するとともに、第 1 表のその扶養義務者の⑩欄に転記します。</u>	<u>この「控除しきれない金額」がある場合で、扶養義務者の全員が協議によって控除を受ける金額を定めたときは、その下にその障害者の扶養義務者の氏名を記入し、上記(4)と同様に計算したその扶養義務者の相続税額を⑤欄に記入し、⑥欄にその扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額を記入するとともに、第 1 表のその扶養義務者の⑩欄に転記します。</u>
210 頁 22 行目	扶養義務者 相続一郎 (<u>父</u>) ⑤欄の金額 9,596,564+0－190,000－0－0=9,406,564 ⑥欄の障害者控除額 <u>4,448,182</u> ➡ 第 1 表の⑩欄に転記	扶養義務者 相続一郎 (<u>伯父</u>) ⑤欄の金額 9,596,564+0－190,000－0－0=9,406,564 ⑥欄の障害者控除額 <u>4,210,230</u> ➡ 第 1 表の⑩欄に転記

STEP 2 未成年者控除額・障害者控除額の計算書「第6表」(2 障害者控除)の作成

第1表

フリガナ	ソウソク エウコ																																																																																				
氏名	相続 優子																																																																																				
個人番号又は法人番号	1 個人番号の欄に当たっては、左欄を空欄としてこみ記入してください。																																																																																				
生年月日	平10年 6月 10日 (年齢 21歳)																																																																																				
住所 (電話番号)	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 () () () () () ()																																																																																				
算出税額の計算	<table border="1"> <tr> <td>一般の場合 (⑧の場合を除く)</td> <td>⑧</td> <td>0</td><td>0</td><td>4</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>配偶者の控除額 (⑨の場合を除く)</td> <td>⑨</td> <td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>6</td><td>3</td><td>4</td><td>8</td><td>4</td><td>9</td> </tr> <tr> <td>障害者控除額 (⑩の場合を除く)</td> <td>⑩</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 (⑪の場合を除く)</td> <td>⑪</td> <td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>2</td><td>6</td><td>9</td><td>6</td><td>9</td><td></td> </tr> <tr> <td>配偶者の控除額 (⑫の場合を除く)</td> <td>⑫</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>配偶者の控除額 (⑬の場合を除く)</td> <td>⑬</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>未成年者控除額 (⑭の場合を除く)</td> <td>⑭</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑧	0	0	4	1	3	1	1	8	7	6	配偶者の控除額 (⑨の場合を除く)	⑨				1	6	3	4	8	4	9	障害者控除額 (⑩の場合を除く)	⑩											未成年者控除額 (⑪の場合を除く)	⑪				3	2	6	9	6	9		配偶者の控除額 (⑫の場合を除く)	⑫						1	0	0	0	0	配偶者の控除額 (⑬の場合を除く)	⑬											未成年者控除額 (⑭の場合を除く)	⑭										
一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑧	0	0	4	1	3	1	1	8	7	6																																																																										
配偶者の控除額 (⑨の場合を除く)	⑨				1	6	3	4	8	4	9																																																																										
障害者控除額 (⑩の場合を除く)	⑩																																																																																				
未成年者控除額 (⑪の場合を除く)	⑪				3	2	6	9	6	9																																																																											
配偶者の控除額 (⑫の場合を除く)	⑫						1	0	0	0	0																																																																										
配偶者の控除額 (⑬の場合を除く)	⑬																																																																																				
未成年者控除額 (⑭の場合を除く)	⑭																																																																																				

第6表

2 障害者控除		この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。			
		一般障害者	特別障害者		計
(1)	障害者の氏名	相続 優子			
	年齢 ①	21歳	歳	歳	歳
	(1年未満切捨て)				
(2)	障害者控除額 ②	10万円×(85歳-21歳) = 6,400,000円	10万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円
(3)	障害者の第1表の⑧ (②-④-⑤-⑥)又は⑦ の相続税額	1,951,818			
(5)					6,400,000
(6)	控除しきれない金額 (②-③)	4,448,182			4,448,182
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)					
③欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
	扶養義務者の氏名	相続 一郎			計
	扶養義務者の第1表の⑧ (②+④-⑤-⑥-⑦)又は⑦ の相続税額	9,406,564			9,406,564
	障害者控除額 ⑥	4,448,182			4,448,182
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑥」欄に転記します。					

第1表⑬欄に転記

各人の税額	⑬										
配偶者の控除額 (⑭の場合を除く)	⑭										
未成年者控除額 (⑮の場合を除く)	⑮										
障害者控除額 (⑯の場合を除く)	⑯				1	9	5	1	8	1	8
相続相続税額 (⑰の場合を除く)	⑰										

STEP 2 未成年者控除額・障害者控除額の計算書「第6表」(2 障害者控除)の作成

第1表

フリガナ	ソウソク マナブ
氏名	相続 学 郎
個人番号又は法人番号	1 個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄としてここから記入してください。
生年月日	平成 8 年 10 月 1 日 (年齢 23 歳)
住所 (電話番号)	〒546-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (-)

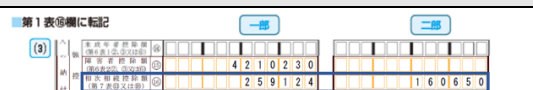
算出税額の計算	⑧ 0 . 0 5 0 5 3 2 4 3 4 8
一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑨ 1 9 9 9 7 7 0
土地等約物の 取得の適用 (第3表)	⑩
相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表の②)	⑪
各人の額	⑫ 1 0 0 0 0
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑬
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭

第6表

2 障害者控除		この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がある場合に記入します。			
	一般障害者	特別障害者			計
(1) 障害者の氏名	相続 学				
年齢 (1年未満切捨て)	23 歳				
(2) 障害者控除額	10万円×(85歳-23歳) = 6,200,000円	10万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円	20万円×(85歳-歳) = 0,000円	6,200,000円
(3) 障害者の第1表の⑭ (⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬) の税額	1,989,770円				1,989,770円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑭」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額 (②-③の金額) を次の④欄に記入します。					
(6) 控除しきれない金額 (②-③)	4,210,230円				4,210,230円
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ⑤欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名	相続 一郎				
扶養義務者の第1表の⑭ (⑧+⑨-⑩-⑪-⑫-⑬) 又は⑭(⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬) の税額	9,406,564円				9,406,564円
障害者控除額	4,210,230				4,210,230
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑭」欄に転記します。					

第1表⑭欄に転記

各人の額	⑫ 1 0 0 0 0
配偶者の税額軽減額 (第5表②又は③)	⑬
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮ 1 9 8 9 7 7 0

頁	誤	正
215 頁		
220 頁 13 行目	花 子 $18,664,865 + 528,081 = 19,192,946$ 一 郎 $190,000 + \underline{4,448,182} + 259,124 = \underline{4,897,306}$ 二 郎 $160,650 + 250,000 = 410,650$ 優 子 $10,000 + \underline{1,951,818} = 1,961,818$ 学 $10,000 + 51,622 = \underline{61,622}$ 勉 $10,000 + 200,000 + 51,622 = 261,622$	花 子 $18,664,865 + 528,081 = 19,192,946$ 一 郎 $190,000 + \underline{4,210,230} + 259,124 = \underline{4,659,354}$ 二 郎 $160,650 + 250,000 = 410,650$ 優 子 10,000 学 $10,000 + \underline{1,989,770} + 51,622 = \underline{2,051,392}$ 勉 $10,000 + 200,000 + 51,622 = 261,622$
220 頁 20 行目	花 子 $18,664,866 + 0 - 19,192,946 < 0 \quad \therefore 0$ 一 郎 $9,596,564 + 0 - \underline{4,897,306} = \underline{4,699,258}$ 二 郎 $5,678,181 + 0 - 410,650 = 5,267,531$ 優 子 $1,634,849 + 326,969 - \underline{1,961,818} = 0$ 学 $1,999,770 + 0 - \underline{61,622} = \underline{1,938,148}$ 勉 $1,999,770 + 0 - 261,622 = 1,738,148$	花 子 $18,664,866 + 0 - 19,192,946 < 0 \quad \therefore 0$ 一 郎 $9,596,564 + 0 - \underline{4,659,354} = \underline{4,937,210}$ 二 郎 $5,678,181 + 0 - 410,650 = 5,267,531$ 優 子 $1,634,849 + 326,969 - \underline{10,000} = \underline{1,951,818}$ 学 $1,999,770 + 0 - \underline{2,051,392} < 0 \quad \therefore 0$ 勉 $1,999,770 + 0 - 261,622 = 1,738,148$
220 頁 28 行目	花 子 0 一 郎 $\underline{4,699,258} \Rightarrow 4,699,200$ 二 郎 $5,267,531 \Rightarrow 5,267,500$ 優 子 <u>0</u> 学 $\underline{1,938,148} \Rightarrow 1,938,100$ 勉 $1,738,148 \Rightarrow 1,738,100$	花 子 0 一 郎 $\underline{4,937,210} \Rightarrow 4,937,200$ 二 郎 $5,267,531 \Rightarrow 5,267,500$ 優 子 $\underline{1,951,818} \Rightarrow 1,951,800$ 学 <u>0</u> 勉 $1,738,148 \Rightarrow 1,738,100$

No.55 第1表 相続税の申告書（各人の納付・還付税額の計算）

STEP 1 相続税の申告書「第1表」⑪欄以降を作成する

フリガナ		(被相続人) ソウゾク タロウ		ソウゾク ハナコ		
氏 名		相続 太郎		相続 花子		
個人番号又は法人番号				個人番号の記載に当たっては、左欄を参照としここから記入してください。		
生 年 月 日		昭15年 1 月 10 日 (年齢 80 歳)		昭20年 6 月 1 日 (年齢 74 歳)		
住 所 (電 話 番 号)		大阪市中央区谷町〇番地		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地		
被相続人との続柄		会社役員		妻 無職		
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		(相続) 遺贈・相続時特異課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号						
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11条③)	①	2 7 5 4 9 6 9 7 0	円	1 3 5 8 6 9 6 9 7	円
	相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2条1⑦)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第13条3⑦)	③	1 0 9 8 2 9 0 0		8 0 0 0 0 0 0	
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	2 6 4 5 1 4 0 7 0		1 2 7 8 6 9 6 9 7	
	純資産価額に計算される加算資産部分の額 (第14条1④)	⑤	6 6 0 0 0 0 0			
	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	2 7 1 1 1 3 0 0 0	円	1 2 7 8 6 9 0 0 0	円
各人の算出税額の計算	法定相続人の数		5 人		6 0 0 0 0 0 0 0	円
	相続税の総額	⑦	3 9 5 7 4 0 0 0	円		
	一般の場合 (⑦の場合を除く)	⑧	1 . 0 0		0 . 4 7 1 6 4 4 6 6 4 8	円
	遺産等分割の適用を受ける場合	⑨	3 9 5 7 4 0 0 0	円	1 8 6 6 4 8 6 6	円
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税の額 (第4条の2②)	⑩	2 2 0 0 0 0	円		
	配偶者の税額軽減額 (第5条①又は②)	⑪	1 8 6 6 4 8 6 5		1 8 6 6 4 8 6 5	
	未成年者控除額 (第6条1②、③又は④)	⑫	2 0 0 0 0 0			
	障害者控除額 (第6条2②、③又は④)	⑬	6 4 0 0 0 0 0			
	相次相続控除額 (第7条①又は②)	⑭	1 0 5 1 0 9 9		5 2 8 0 8 1	
	外国税額控除額 (第8条1⑤)	⑮	2 5 0 0 0 0			
	計	⑯	2 6 7 8 5 9 6 4	円	1 9 1 9 2 9 4 6	円
	差引税額 (⑥-⑯)又は⑥+⑯ (赤字のときは0)	⑰	1 3 6 4 3 0 8 5			
	相続時特異課税の贈与税額控除額 (第11の2条1⑧)	⑱				
	医療法人持分税額控除額 (第8の4条2②)	⑲				
納税額の計算	小 計 (⑰-⑲)又は⑰+⑲ (赤字のときは100円未満切捨て)	⑳	1 3 6 4 2 9 0 0			
	納税額予税額 (第8の8条③)	㉑				
	申告期限までに納付すべき税額	㉒	1 3 6 4 2 9 0 0			
	還付される税額 (㉒-㉓)	㉓				

STEP 1 相続税の申告書「第1表」⑪欄以降を作成する

フリガナ		(被相続人) ソウゾク タロウ		ソウゾク ハナコ		
氏 名		相続 太郎		相続 花子		
個人番号又は法人番号				個人番号の欄に当たっては、半角を空欄として記入してください。		
生 年 月 日		昭15年 1 月 10 日 (年齢 80 歳)		昭20年 6 月 1 日 (年齢 74 歳)		
住 所 (電 話 番 号)		大阪市中央区谷町〇番地		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地		
被相続人との続柄		会社役員		妻 無職		
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与		
※ 事務処理番号						
課税 税 価 格 の 計 算	取得財産の価額 (第11表③)	①	275496970	円	135869697	
	相続時特異課税適用財産の価額 (第11表2①②)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	10982900		8000000	
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④	264514070		127869697	
	相続財産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤	6600000			
	課税価額(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	271113000	円	127869000	
各 人 の 課 税 額 の 計 算	法定相続人の数	遺贈に係る 基礎控除額	5人	60000000	円	⑧左の欄には、第2表の⑧欄の②の 人数及び③の金額を記入します。
	相続税の総額	⑦	39574000			左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。
	一般の場合 (他の場合を除く)	⑧	1.00		0.4716446648	
	遺贈の場合 (他の場合を除く)	⑨	39574000	円	18664866	円
	遺贈の場合 (他の場合を除く)	⑩				
	相続税額の3割加算が おられる場合の加算金額 (第4表⑦)	⑪	326969	円		円
各 人 の 納 付 ・ 還 付 税 額 の 計 算	標準税率の額 (第4表2②)	⑫	2200000			
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬	18664865		18664865	
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	⑭	2000000			
	障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	⑮	6200000			
	相次相続控除額 (第7表①又は②)	⑯	1051099		528081	
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰	2500000			
	計	⑱	26585964		19192946	
	基本控除額 (第9表①又は②+③-④) (赤字のときは0)	⑲	13894707			0
	相続時特異課税分の 贈与税額控除額 (第11表2①②)	⑳				00
	医療法人持分税額控除額 (第8表2B)	㉑				
小 計(⑱-⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒	13894600			0	
納税額予税額 (第8表8③)	㉓				00	
申告期限までに 納付すべき税額 (第8表8③)	㉔	13894600			00	
還付される税額 (第8表8③)	㉕				△	

Ⅶ 申告書の作成

第1編 相続税申告書の作成

フリガナ		ソウゾク イチロウ		ソウゾク ジロウ	
氏 名	相 続 一 郎	氏 名	相 続 二 郎		
個人番号又は法人番号	[個人番号の記載に当たっては、全部を全欄としこから記入してください。]		[個人番号の記載に当たっては、全部を全欄としこから記入してください。]		
生 年 月 日	昭40年 12月 20日 (年齢 54歳)		昭43年 2月 10日 (年齢 51歳)		
住 所 (電 話 番 号)	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (ー ー)		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (ー ー)		
被相続人との続柄	長男	会社役員	二男	会社員	
取 得 原 因	(相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与)		(相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与)		
※ 整 理 番 号					
課税面	取得財産の価額 (第11表③) ①		取得財産の価額 (第11表③) ①		
税 額	相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦) ②		相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦) ②		
控 除	償却及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③		償却及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③		
の 計	純資産価額 (①+②-③) ④		純資産価額 (①+②-③) ④		
算	計算基礎額に算入される 課税資産の価額 (第14表1⑤) ⑤		計算基礎額に算入される 課税資産の価額 (第14表1⑤) ⑤		
	税 額 ⑥		税 額 ⑥		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数 ⑦		法定相続人の数 ⑦		
	相続税の総額 ⑧		相続税の総額 ⑧		
	一般の場合 (あんがかり 人の場合) ⑨		一般の場合 (あんがかり 人の場合) ⑨		
	配偶者の税額軽減 (第5表②又は③) ⑩		配偶者の税額軽減 (第5表②又は③) ⑩		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥) ⑪		未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥) ⑪		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥) ⑫		障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥) ⑫		
	相次相続控除額 (第7表②又は③) ⑬		相次相続控除額 (第7表②又は③) ⑬		
	外国税額控除額 (第8表1③) ⑭		外国税額控除額 (第8表1③) ⑭		
	計 ⑮		計 ⑮		
	基礎控除額 (第10表②又は③) ⑯		基礎控除額 (第10表②又は③) ⑯		
	相続時特異課税部分の 税額 (第11の2表1⑦) ⑰		相続時特異課税部分の 税額 (第11の2表1⑦) ⑰		
	医療法人等分税額控除額 (第8の4表2B) ⑱		医療法人等分税額控除額 (第8の4表2B) ⑱		
	小 計 (⑮-⑯-⑰-⑱) ⑲		小 計 (⑮-⑯-⑰-⑱) ⑲		
	納税額 ⑳		納税額 ㉑		
	申告期限までに 納付すべき税額 ㉒		申告期限までに 納付すべき税額 ㉓		
	還付される税額 ㉔		還付される税額 ㉕		

第1編 相続税申告書の作成

VII

申告書の作成

フリガナ		ソウゾク イチロウ		ソウゾク シロウ	
氏 名	相 続 一 郎	⑨	相 続 二 郎	⑨	
個人番号又は法人番号	1個人番の記載に当たっては、左欄を参照してここから記入してください。		1個人番の記載に当たっては、左欄を参照してここから記入してください。		
生 年 月 日	昭40年 12 月 20 日 (年齢 54 歳)		昭43年 2 月 10 日 (年齢 51 歳)		
住 所 (電 話 番 号)	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 ()		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 ()		
被相続人との続柄	長男	会社役員	二男	会社員	
取 得 原 因	(相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与)		(相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与)		
※ 整 理 番 号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①	65727273	円	38900000
	相続時特異課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	償却及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③	2982900		
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④	62744373		38900000
	遺産評価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑥)	⑤	3000000		
	課税価額 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	65744000		38900000
各人の支出	法定相続人の数	遺贈に係る 基礎控除額			
	相続税の総額	⑦			
	一般の場合 (あん分給金 受入の⑥)	⑧	0.2424966711		0.1434826069
	他の場合を略く (⑧の場合を略く) (⑧×⑥) 人の⑥)	⑨	9596564	円	5678181
税額の計算	遺産評価額 を乗ずる場合 (第8表②)	⑩			
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第9表①)	⑪			
	暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表の2⑤)	⑫	1900000		
	配偶者の控除額 (第5表②又は③) 未成年者の控除額 (第6表1②、③又は⑥) 障害者の控除額 (第6表2②、③又は⑥) 相次相続控除額 (第7表②又は③) 外国税額控除額 (第8表1④) 計	⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱	4210230 259124 4659354		160650 250000 410650
各人の納付・還付税額の計算	定率引税額 (⑬+⑭-⑯又は⑱+⑲-⑳) (赤字のときは0)	⑲	4937210		5267531
	相続時特異課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表1⑧)	⑳		00	00
	医療法人等分税額控除額 (第8の4表2②)	㉑			
	小 計 (⑲-⑳-㉑) (赤字のときは100円未満切捨て)	㉒	4937200		5267500
	納税額予定額 (第8の8表⑤)	㉓		00	00
	申告市税期限までに 納付すべき税額	㉔	4937200		5267500
	還付される税額 (㉔-㉓)	㉕	△		△

フリガナ		ソウゴク ユウコ		ソウゴク マナブ		フリガナ		ソウゴク ツトム		
氏 名	相 続 優 子	氏 名	相 続 学 宙	氏 名	相 続 勉 宙	氏 名	相 続 勉 宙	氏 名	相 続 勉 宙	
個人番号又は法人番号	[個人番号又は法人番号欄に記入してください]		[個人番号又は法人番号欄に記入してください]		[個人番号又は法人番号欄に記入してください]		[個人番号又は法人番号欄に記入してください]		[個人番号又は法人番号欄に記入してください]	
生 年 月 日	平成 10 年 6 月 10 日 (年齢 21 歳)		平成 8 年 10 月 1 日 (年齢 23 歳)		平成 8 年 10 月 1 日 (年齢 23 歳)		平成 13 年 12 月 12 日 (年齢 16 歳)		平成 13 年 12 月 12 日 (年齢 16 歳)	
住 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (区 番 番 号)		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (区 番 番 号)		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (区 番 番 号)		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (区 番 番 号)		〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地 (区 番 番 号)	
所得額とその他収入	孫 無職		孫 会社員		孫 会社員		孫 無職		孫 無職	
取 扱 所 長	相続 (優子) 相続所得算定額に定める限り		相続 (学宙) 相続所得算定額に定める限り		相続 (学宙) 相続所得算定額に定める限り		相続 (勉宙) 相続所得算定額に定める限り		相続 (勉宙) 相続所得算定額に定める限り	
算出根拠の計算	0 0 4 1 3 1 1 1 8 7 6		0 0 5 0 5 3 2 4 3 4 8		0 0 5 0 5 3 2 4 3 4 8		0 0 5 0 5 3 2 4 3 4 8		0 0 5 0 5 3 2 4 3 4 8	
各 税 額	1 1 6 3 4 8 4 9		1 1 9 9 4 7 7 0		1 1 9 9 4 7 7 0		1 1 9 9 4 7 7 0		1 1 9 9 4 7 7 0	
納 付 金	3 2 6 9 6 9 円		3 2 6 9 6 9 円		3 2 6 9 6 9 円		3 2 6 9 6 9 円		3 2 6 9 6 9 円	
納 付 金	1 0 0 0 0		1 0 0 0 0		1 0 0 0 0		1 0 0 0 0		1 0 0 0 0	
納 付 金	1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8	
納 付 金	5 1 1 6 2 2		5 1 1 6 2 2		5 1 1 6 2 2		5 1 1 6 2 2		5 1 1 6 2 2	
納 付 金	1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8		1 1 9 5 1 8 1 8	
納 付 金	0		1 1 9 3 8 1 4 8		1 1 9 3 8 1 4 8		1 1 9 3 8 1 4 8		1 1 9 3 8 1 4 8	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0		1 1 9 3 8 1 0 0	
納 付 金	0 0		0 0		0 0		0 0		0 0	
納 付 金	1 1 9 3 8 1 0 0		1							

フリガナ		ソウゾク エウゴ		ソウゾク マナブ		フリガナ		ソウゾク ツトム	
氏 名	相統 優子	氏 名	相統 学	氏 名	相統 勉	氏 名	相統 勉	氏 名	相統 勉
買入番号又は法人番号		買入番号又は法人番号		買入番号又は法人番号		買入番号又は法人番号		買入番号又は法人番号	
生 誕 日	平成10年6月10日(保第21歳)	生 誕 日	平成8年10月17日(保第23歳)	生 誕 日	平成13年12月12日(保第18歳)	生 誕 日	平成13年12月12日(保第18歳)	生 誕 日	平成13年12月12日(保第18歳)
住 居 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地	住 居 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地	住 居 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地	住 居 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地	住 居 所	〒540-0012 大阪市中央区谷町〇番地
(電 話 番 号)		(電 話 番 号)		(電 話 番 号)		(電 話 番 号)		(電 話 番 号)	
養育料人との関係	孫 無職	孫 無職	孫 会社員	養育料人との関係	孫 無職	孫 無職	孫 無職	孫 無職	孫 無職
取 扱 印 度	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	取 扱 印 度	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal	引替(連印) 相統祐祐長に係る equal

一 般 的 情 報		一 般 的 情 報		一 般 的 情 報		一 般 的 情 報		一 般 的 情 報	
氏 名	相統 優子	氏 名	相統 学	氏 名	相統 勉	氏 名	相統 勉	氏 名	相統 勉
生 誕 日	0113111876	生 誕 日	010505324348	生 誕 日	010505324348	生 誕 日	010505324348	生 誕 日	010505324348
住 居 所	1634849	住 居 所	1999770	住 居 所	1999770	住 居 所	1999770	住 居 所	1999770
職 業	326999	職 業	70000	職 業	70000	職 業	70000	職 業	70000
学 校	10000	学 校	70000	学 校	70000	学 校	70000	学 校	70000
配 偶 者 の 姓 名		配 偶 者 の 姓 名		配 偶 者 の 姓 名		配 偶 者 の 姓 名		配 偶 者 の 姓 名	
配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日	
配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所	
配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業	
配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校	
配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日	
配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所	
配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業	
配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校	
配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日	
配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所	
配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業	
配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校	
配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日	
配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所	
配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業	
配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校		配 偶 者 の 学 校	
配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日		配 偶 者 の 生 誕 日	
配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所		配 偶 者 の 住 居 所	
配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配 偶 者 の 職 業		配			

STEP 1 相続税の納付方法

■ 納付方法による主なメリット・デメリット

納付方法	メリット	デメリット
窓口納付	- 特別な設備や技術は不要 - 領収証書が発行される	- 納付書を入手する手間がかかる - 窓口まで足を運ぶ必要 - 窓口の営業時間外は納付できない
クレジットカード納付	24時間365日、納付可能 - ポイントがたまる（※カード会社の規約による） - 出かける必要がない	- インターネット環境が必要 - 税額に応じて決済手数料がかかる - カードの利用限度額がある - 領収証書が発行されない
ダイレクト納付	- ワンクリックで納付完了 - e-Tax稼働時間内はいつでも納付可能 - 出かける必要がない	- e-Tax利用が必要 - 事前の口座登録が必要 - 領収証書が発行されない
電子納税（ネットバンキング）	- 事前の口座登録が不要 - e-Tax稼働時間内はいつでも納付可能 - 出かける必要がない	- e-Tax利用が必要 - ネットバンキング利用が必要 - 手続きが比較的難しい - 領収証書が発行されない

STEP 4 納付書の作成

The image shows a Japanese inheritance tax payment slip (納付書) with handwritten entries and numbered callouts (1-9) highlighting specific fields. The form includes sections for taxpayer information, tax amount, and payment details. Callout (1) points to the tax type (相続税), (2) to the tax amount (469,920), (3) to the tax number (00035019), (4) to the tax amount (469,920), (5) to the total amount (¥469,920), (6) to the date (02/02/01), and (7) to the payment method (現金).

STEP 1 相続税の納付方法

納付方法による主なメリット・デメリット

納付方法	メリット	デメリット
窓口納付	- 特別な設備や技術は不要 - 領収証書が発行される	- 納付書を入手する手間がかかる - 窓口まで足を運ぶ必要 - 窓口の営業時間外は納付できない
クレジットカード納付	24時間365日、納付可能 - ポイントがたまる（※カード会社の規約による） - 出かける必要がない	- インターネット環境が必要 - 税額に応じて決済手数料がかかる - カードの利用限度額がある - 領収証書が発行されない
ダイレクト納付	- ワンクリックで納付完了 - e-Tax稼働時間内はいつでも納付可能 - 出かける必要がない	- e-Tax利用が必要 - 事前の口座登録が必要 - 領収証書が発行されない
電子納税（ネットバンキング）	- 事前の口座登録が不要 - e-Tax稼働時間内はいつでも納付可能 - 出かける必要がない	- e-Tax利用が必要 - ネットバンキング利用が必要 - 手続きが比較的難しい - 領収証書が発行されない

STEP 4 納付書の作成

The form is a standard Japanese inheritance tax payment slip. It includes fields for the taxpayer's name, address, and contact information. The tax details section shows the tax amount and the payment method. The payment amount is 493,720.00 yen. The form is divided into several sections with numbered callouts (1-9) pointing to specific fields. The payment amount is shown as 493,720.00 yen. The form also includes a section for the taxpayer's address and contact information.